

# 社会福祉法人愛光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛光会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の総額)

第3条 役員及び評議員に対する報酬等の総額を下記のとおりとする。

1. 理事の総額は 350,000 円を超えない範囲内で支給
2. 監事の総額は 150,000 円を超えない範囲内で支給
3. 評議員の総額は 150,000 円を超えない範囲内で支給

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	8,300 円	交通費は別表1の(1)を適用

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	8,300 円	交通費は別表1の(1)を適用

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1(2)により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1(2)により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1(2)により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

		市内及び 隣接市町出 張	近接地出張	遠隔地出張
			片道80km未満	片道80km以上
日 当	理事・監事 評議員	8,300円	4時間まで 8,000円 4時間以上 10,000円	4時間まで 9,000円 4時間以上 11,000円
旅費、交通費		別表1(1)	実費	実費
宿泊費			実費但し上限 1泊15,000円まで	実費但し上限 1泊20,000円まで

但し、交通費は必要に応じて急行、新幹線の料金を支給することがある。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 特定の個人または他の団体等から別に支給される場合は、本規程で算出した旅費との差額のみ支給する。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

従前の役員報酬規程(令和元年6月15日施行)は、これを廃止する。

- 2 令和2年6月13日一部改正(令和2年6月13日施行)

別表 1

(1) 理事会に出席した理事、監事、評議員は、旅費交通費として下記のとおり支給する。

～ 2キロ未満	500円
2キロ以上 ～ 7キロ未満	700円
7キロ以上 ～ 10キロ未満	1,000円
10キロ以上 ～ 20キロ未満	1,500円
20キロ以上 ～ 30キロ未満	2,000円
30キロ以上 ～	2,500円

(2)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等(日額)	10,500円	交通費は別表1の(1)を適用	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等(日額)	10,500円	交通費は別表1の(1)を適用	第4条2
監 事 監 査 指 導 報 酬 等(日額)	13,000円	交通費は別表1の(1)を適用	第4条3